

令和5年度 第2回 部活動の地域移行のあり方検討委員会

日時 令和6年3月4日(月) 15:00
場所 神戸市産業振興センター904,905号室

議事次第

1 開会

開会あいさつ

2 委員長あいさつ

3 報告事項

- (1)本市における今年度の推進事業の報告
- (2)今後の方針性について

4 意見交換

5 事務連絡

6 閉会

目次

・部活動の地域移行のあり方検討委員会 委員名簿	P 1
・部活動の地域移行のあり方検討委員会 開催要綱	P 2
・部活動の地域移行のあり方検討委員会 傍聴要綱	P 3
・部活動の地域移行のあり方検討委員会 第2回開催要項	P 4
・部活動の地域移行のあり方検討委員会 年間スケジュール	P 5

部活動の地域移行のあり方検討委員会 委員名簿

※敬称略 順不同

氏 名	役 職 等
あさ い ひろ ゆき 浅 井 浩 之	神戸市吹奏楽連盟 理事長
いし づか だい すけ 石 塚 大 輔	スポーツデータバンク(株) 代表取締役社長
お さか み ほ 小 坂 美 保	神戸女学院大学 体育研究室 准教授
みや ざわ きよ し 宮 澤 清 志	神戸市立中学校 PTA 連合会 会長
す どう こう じ 須 藤 晃 司	神戸市民文化振興財団 常務理事
なか た すすむ 中 田 進	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会 会長
わき いく ひろ 脇 郁 博	神戸市スポーツ協会 常務理事
もり た ひろ ゆき 森 田 啓 之	兵庫教育大学大学院 生活・健康・情報系教育コース(保健体育) 教授
わ だ しん いち 和 田 真 一	神戸市立須佐野中学校長
あかまつ み な こ 赤 松 三 菜 子	神戸市立高倉中学校長

部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱

令和4年11月9日
教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 本市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行のあり方について検討するため、部活動の地域移行のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 委嘱する委員の人数は、20名以内とする。

3 前項の規定に関わらず、特別の事項を検討する必要がある場合、教育長は、臨時の委員を委嘱することができる。

(委嘱期間)

第3条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

3 臨時の委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長の指名)

第4条 教育長は、委員の中から委員長及び副委員長を指名する。

2 委員長は、検討委員会の進行をつかさどる。

3 副委員長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討委員会の傍聴については、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、児童生徒担当部長が定める。

附 則(令和4年11月9日決裁)

この要綱は、令和4年11月10日より施行する。

部活動の地域移行のあり方検討委員会傍聴要綱

令和4年11月9日
教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の地域移行のあり方検討委員会開催要綱（令和4年11月9日決定）第5条第2項の規定に基づき、部活動の地域移行のあり方検討委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に名前及び連絡先を記入することにより交付する。

2 所定の時間において第6条に定める定員を超えた場合は、傍聴受付票に記入した者の中から抽選を行い、傍聴章を交付する。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は20人とする。ただし、委員長が特に決める場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育委員会事務局児童生徒担当部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則(令和4年11月9日決裁)

この要綱は、令和4年11月10日より施行する。

(参考1)傍聴章

(参考2)傍聴受付票

部活動の地域移行のあり方検討委員会 傍聴章 No._____	傍聴受付票(No._____ 【会議名】第回部活動の地域移行のあり方検討委員会 【開催日】令和年月日() 名前 _____ 連絡先 _____ _____
--	--

令和5年度 部活動の地域移行のあり方検討委員会 第2回開催要項

1 楽 旨

本市におけるこれまでの部活動の取組を検証するとともに、今後の部活動の地域移行のあり方について検討するため、部活動の地域移行のあり方検討委員会を開催する。

2 日 時 令和6年3月4日(月)15:00～17:00

3 場 所 神戸市産業振興センター 904,905号室

4 委 員 別紙委員名簿参照

5 内 容

(1)開 会

(2)報告事項

- ① 本市における今年度の推進事業の報告
- ② 今後の方向性について

(3)意見交換

(4)事務連絡

(5)閉 会

今後の予定

日程(令和5年度)	主な内容	備考
12月6日(水) 15:00～17:00	第1回 検討委員会 ① 本市の現状 ② 今後の検討の進め方	神戸市総合教育センター 701会議室
3月4日(月) 15:00～17:00	第2回 検討委員会 ① R5の検討事項の総括 ② R6以降の検討課題の集約	神戸市産業振興センター 会議室 904,905号室

※ 令和6年度以降も、部活動の地域移行のあり方検討委員会を継続実施予定。

部活動の地域移行に向けて



部活動の地域移行のあり方検討委員会
第2回会議資料 令和6年3月4日

1. 本市における今年度の推進事業の報告

(1) 垂水区5校において「合同クラブ活動」を実施

期間 令和5年9月～3月末（令和6年度も継続予定）

参加校

- ① 垂水中 星陵台中 福田中
- ② 多聞東中 本多聞中

費用負担 なし

対象種目 全13種目

実施回数 10回～15回（月2回程度、練習試合、公式戦などを配慮）

※休祝日の3時間／1回（活動日は、各種目で決定）

R5垂水区合同クラブの課題

- 人数が多くて活動場所・内容に支障がある
- 各校の行事、大会、学級閉鎖等で実施回数が少なかった
- 自校を強化したい教員の意識が強い
- 自校にないクラブへの参加ができるようにならないか

（→新拠点校制度）

運動部	部名	陸上	水泳	体操	ソフトテニス	ソフトテニス	卓球	卓球	バレー	バレー	バスケット	バスケット	ハンドボール	ハンドボール	野球	野球	相撲	相撲	サッカー	柔道	剣道	ソフトボール	ソフトボール	ソフトミンジング	バドミントン	硬式テニス	
NO	学校名	男女	男女	男女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男女	男女	男	女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女		
63	福田中	26	16	2	1		36	49			25	30	4	4			24	1		30	41	4	10	1		1	3
64	垂水中	43	30	18	9		60	45	29	38	27	33	24			47					21	2					
65	星陵台中	32	27	1	2	1	42	11	2	33	27	29	24			25			38	1	1	2				2	1
		B					A		A		A		B														

運動部	部名	陸上	水泳	体操	ソフトテニス	ソフトテニス	卓球	卓球	バレー	バレー	バスケット	バスケット	ハンドボール	ハンドボール	野球	野球	相撲	相撲	サッカー	柔道	剣道	ソフトボール	ソフトボール	ソフトミンジング	バドミントン	硬式テニス
NO	学校名	男女	男女	男女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男女	男女	男	女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	
66	多聞東中	37	22	2			58	34			22		48	43	29			37			34					
67	本多聞中	32	32	28	14	1	27	39	31	29	44	33	45	33			30			26	8	4		1	4	
		A	A	B							B															

A…外部顧問 B…外部支援員 ■…拠点校 □…地スボ指導員

(2) 校長会部活動連絡会

【趣旨】

- ・垂水区の取組の状況の把握と課題の共有
- ・各区の地域性を考慮した取組の模索

◎委員会→各区代表校長→各区校長→各区の実情に応じてできること →全市展開へ

(組織図)



各区での検討

- **東灘** 近隣校で実施を検討。地域や大学、企業との連携を検討。
- **灘** 各校の陸上競技部を集めての活動など。
野球部の合同クラブ活動を検討。
- **中央** 近隣校で実施を検討。
- **兵庫** ①2校合同 ②北と南 ③学校で種目を決めて活動。
- **長田** 陸上部は1校のみであるため合同で検討。
- **北神** 学校間の移動距離が課題。地域を巻き込んで検討。
- **北南** 来年度は部活動の募集停止が多いため、合同クラブ活動など検討。
- **須磨** 南は単独校で実施、北は生徒数が減り合同クラブを模索。
- **垂水** 人数が多く合同は場所の問題がある。専門指導は生徒・顧問に好影響。
- **西** できるところから連携もあり得るか。

2. 今後の方針について

(1) ロードマップ（案）

神戸市中学校部活動における地域移行・地域連携のビジョン（案）

2023 (R5)		2024 (R6)	2025 (R7)	2026 以降
国のガイドライン	改革推進期間		新たな方向性・ガイドライン（時期未定）	
神戸市	先行実施期	拡大実施期	移行準備期	順次地域移行開始 ※原則、休日の学校部活動を廃止

モデル事業の実施、受け皿団体の確保、指導者の育成・研修、施設利用の調整、費用負担のあり方、保険の加入、大会運営などについて検討を進める

(2) 他都市の取組

- 熊本市

4 今後のスケジュール（最短例）



・三田市

三田市における中学校の部活動の地域移行について（案）

令和4年12月27日 総合教育会議
文化スポーツ課／学校教育課

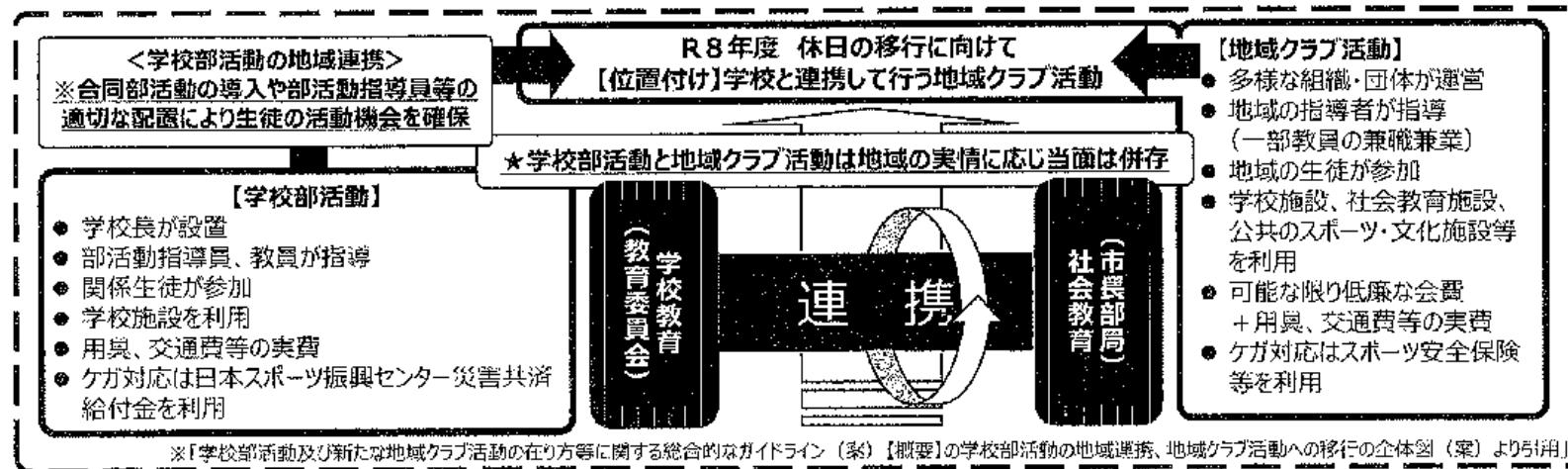
資料1

1. 方向性・目指す姿 <学校から地域へ 学校部活動の意義を継承し、地域のスポーツ・文化活動を通じた生徒の新しい居場所づくりをすすめる>

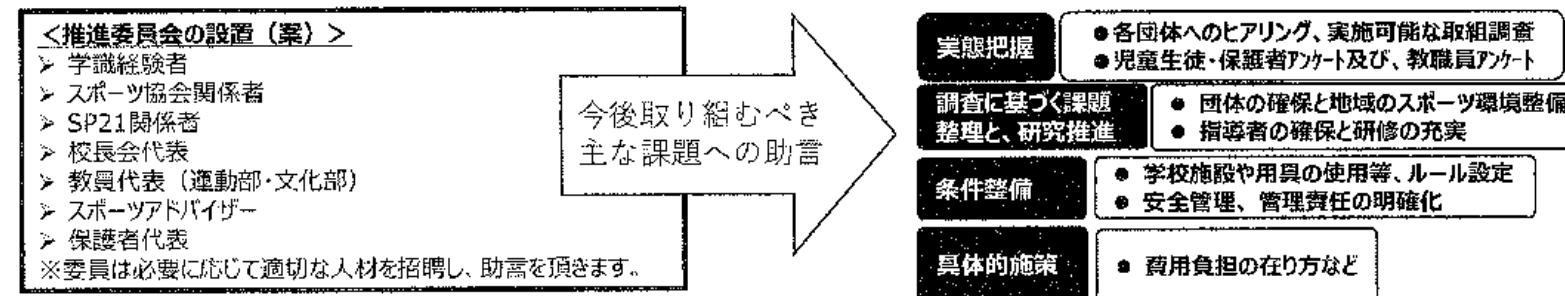
- ◆ 将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しみことが出来る機会を確保する。
- ◆ 学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備する。
- ◆ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備する。
- ◆ 地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）【概要】より抜粋」

2. 学校教育と社会教育の連携イメージ（案） ~両輪として機能し、推進する体制を~

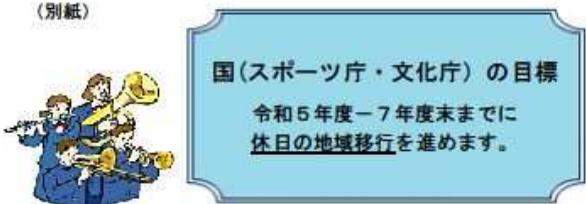


3. 推進体制について（案）<市が主導する地域移行について必要な助言や諸課題の解決抜けて協議するなど、円滑な実施に向けた推進委員会の設置>



・赤穂市

(別紙)



少子化の中でも将来にわたって子供たちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保し、自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性を育成します。そして、自己実現や活力ある社会と絆の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出をはかります。

そのため、

中学校の部活動を
休日から段階的に
地域へ移行します



どのように進んでいきますか？

2023年度（令和5年度）～2025年度（令和7年
度）は移行期間です。

この間、休日の活動の段階的な地域移行を行います。
準備のできた種目（学校別）から順次、地域において休日
の活動を始めます。

平日は、学校において部活動を実施します。



→令和7年度末に休日部活動の地域活動への移行完了を目指します。

（令和8年度以降、平日に学校で実施している活動を地域活動へと順次移行予定。）

どんな活動になりますか？

活動例

- ・Aさん 平日：野球部 休日：野球少年団
- ・Bさん 平日：吹奏楽部 休日：テニスクラブ
- ・Cさん 平日：卓球部 休日：入らない
- ・Dさん 平日：入らない 休日：水泳クラブ

→自分で活動を選択します。



そ の 他

- ・地域移行すると、異なる中学校の生徒と、同じ地域の団体で活動できるようになります。
- ・日本中学校体育連盟の大会にも地域の団体（条件が合えば）から出場ができます。
- ・部活動地域移行は、市町や学校の状況によって進行状況が異なります。



※地域の団体とは、少年
団、スポーツクラブ、
教室、吹奏楽団など



・姫路市

姫路市立中学校・義務教育学校
今後の学校部活動・地域クラブ活動のあり方について【概要】
別紙3
(令和8年度以降を目指す)

【めざす姿】

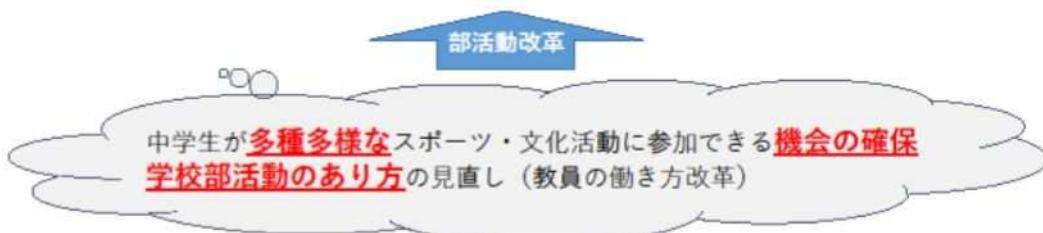
新たな地域クラブ活動による持続可能な中学生のスポーツ・文化芸術環境の構築
「休日の部活動に指導を望まない教師が休日の部活動指導に従事しない」体制づくり

【本市の基本の方針】

「(休日の)学校部活動」を
多様なニーズに応じた「地域クラブ活動」へ移行を検討

○学校部活動は平日のみとして継続

- ・学校部活動として参加する大会を精選
 - ・学校部活動としての練習試合等の実施方法や時期についても検討
- 「姫路市中学生スポーツ・文化芸術クラブ活動（姫カツ）」の展開



【今後のスケジュール】

令和5
(2023)
令和6・7
令和8
(2026)

4月	校長会・中体連・関係団体へ市教委より基本的方針を説明
5月	第1回姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動推進協議会
10月	実証事業開始予定
11月	第2回推進協議会
2月	第3回推進協議会
未定	担当者連絡会、競技部会、実態把握調査等

- ・姫路市中学生スポーツ・文化芸術クラブ活動（姫カツ）実施体制の整備
- ・大会のあり方検討
- ・先行実施事業の拡大

「(休日の)学校部活動」を「地域クラブ活動」へ移行検討
※「姫路市中学生スポーツ・文化芸術クラブ活動（姫カツ）」の展開
※学校部活動は平日のみとして継続